

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

平成31年 3 月 2 5 日

薩摩川内市議会産業建設委員会
委員長 石 野 田 浩

I 今定例会の付託事件等

1 委員会の開催日

3月11日、12日（2日間）

2 付託事件及び審査結果

- (1) 議案第20号 薩摩川内市農林業機械センター条例を廃止する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (2) 議案第21号 薩摩川内市下甌製茶工場条例を廃止する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (3) 議案第22号 薩摩川内市塔之原一区多目的集会施設条例を廃止する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (4) 議案第23号 薩摩川内市甌家畜診療所診療等手数料徴収条例を廃止する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (5) 議案第24号 薩摩川内市下甌堆肥センター条例を廃止する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (6) 議案第25号 薩摩川内市甌島水産促進補助金に関する条例を廃止する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (7) 議案第26号 薩摩川内市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (8) 議案第27号 薩摩川内市産業振興センター条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (9) 議案第28号 財産の価格を低減して処分することについて

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (10) 議案第29号 薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (11) 議案第30号 市道路線の認定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (12) 議案第31号 薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (13) 議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算のうち本委員会付託分

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、審査の過程において述べられた意見・要望の概要は、次のとおりである。

ア 耕作放棄地発生要因等調査事業に当たっては、耕作放棄地に関する農家の意識や耕作できない事情等を直接把握しながら、調査事業を進められたい。

イ 川内市内水面漁業協同組合及び川内川漁業協同組合に対する補助制度については、補助対象事業の精査や関係自治体との調整を行い、両者間で均衡が取れた制度にできないか検討されたい。

- (14) 議案第39号 平成31年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (15) 議案第40号 平成31年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (16) 議案第41号 平成31年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

3 所管事務の調査結果

各課所の事務について所管事務調査を行い、調査の過程において述べられた意見・要望の概要は、次のとおりである。

- (1) 農業・農村振興基本計画等の策定に当たっては、市内各地域で説明会を開催するなどして、農家から出された意見が反映されるよう努められたい。
- (2) スマート農業の導入に向けた取組に当たっては、成功事例等も参考にし、新しい技術を積極的に取り入れた農業の研究に努められたい。
- (3) 旧いこいの村いむた池の民間譲渡の公募に当たっては、事業者が応募しやすくなる条件を検討し、早期に譲渡できるよう取り組まれたい。

II 継続審査の付託事件

1 付託事件

請願第6号 「リゾートホテル甌島館」における薩摩川内市との未解決事案に関する請願

2 付託の時期

平成30年第2回薩摩川内市議会定例会（7月6日）

3 委員会の開催日

平成30年8月9日、9月6日、26日（3日間、企画経済委員会）

平成30年12月17日、平成31年3月12日（2日間、産業建設委員会）

4 審査の経過及び結果

平成30年12月17日の委員会では、当局から、双方の代理人が協議中であり、特に進展はない旨の報告があった。

平成31年3月12日の委員会では、当局から、1月24日の議員全員協議会において、株式会社アイ・ビー・キャピタルに対し、甕島地域宿泊施設整備事業補助金1億円の返還を求める訴えを提起したと説明したが、その後、2月15日に甕島館に関する地元説明会を開催した旨の報告があった。なお、審査の過程において、委員から裁判の開始時期に関する質疑があり、「今後、まずは口頭弁論が始まることとなる」との答弁があった。

その後、委員から、「本請願は、請願者が甕島館に関する自己の意見を議事に聞いてほしいといった趣旨であるが、現状を鑑みれば、裁判に委ねるしかなく、採決を求める」旨の意見が述べられたことから、本請願の取扱いを協議し、討論に入った。

本請願に対する討論はなく、採決の結果、起立者なしにより不採択とすべきものと決定した。



(参 考)

付 託 事 件 等 審 査 中 間 報 告

平成30年10月4日

薩摩川内市議会企画経済委員会
委員長 下 園 政 喜

1 付託事件

請願第6号 「リゾートホテル甌島館」における薩摩川内市との未解決事案
に関する請願

2 付託の時期

平成30年第2回薩摩川内市議会定例会（7月6日）

3 委員会の開催日

8月9日、9月6日、26日（3日間）

4 審査の経過

8月9日の委員会では、まず、3人の紹介議員に出席を求め、本請願の趣旨等について説明を受けた。紹介議員からは、「昨年、甌島館の休館に当たって、株式会社アイ・ビー・キャピタルから本市に対し、内容が矛盾する2通のメールが送付されている。また、同社から提供された資料を確認するとこれまでの当局の説明内容と相違がある」、「当局は、甌島館を無償譲渡する際、同社と5回の現場立会いを行ったとされているが、現場立会いの期日と中身が同社の説明と合わない」といった説明があり、昨年、同社を交付対象として甌島地域宿泊施設整備費補助金1億円が計上された補正予算の議論当時と比較すると、本市と同社の主張に隔たりがあるため、同社から話を聞いてほしい旨の要望もあった。

また、当局から、甌島館が同社に無償譲渡されるまで及び無償譲渡されてから休館するまでの各経過等が報告されたほか、紹介議員からの説明内容に対する当局の見解として、「これまで事実のみを説明している」との答弁があった。

9月6日の委員会では、当局から、「甌島館に係る問題について、本市及び同社ともに弁護士を代理人とし交渉を進めていくこととなった」との報告があった。

9月26日の委員会では、当局から、甌島館に係る問題について、「現在、代理人同士の協議が継続されているところである」との報告があった。

その後、本請願の取扱いについては、未精算となっている当該補助金の返還を同社に対し求める議案第87号訴えの提起についてが、9月18日の本会議において可決されたこと、また、委員会の自由討議において、「今後の裁判の状況等も踏まえながら、本請願の審査を行ってはどうか」との意見もあったことから、閉会中の継続審査とすることと決定した。